

## 公営企業課関係資料

資料 1-1	令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P1
資料 1-2	公営企業等の更なる経営改革の推進について.....	P13
資料 1-3	公営企業の経営戦略の改定の推進について.....	P19
資料 1-4	公営企業の抜本的な改革等の推進について.....	P21
資料 1-5	公営企業会計適用の推進について.....	P23
資料 1-6	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P25
資料 1-7	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について.....	P26

事務連絡  
令和6年1月22日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県公営企業担当課  
各指定都市財政担当課  
各指定都市公営企業担当課  
各企業団財政担当課  
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課  
総務省自治財政局公営企業経営室  
総務省自治財政局準公営企業室

#### 令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和6年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

#### 第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進していただきたい。

##### 1 経営戦略の改定の推進

###### (1) 総論

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。これまで、令和2年度までの策定を要請し、その後、策定済みの経営戦略について、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要であることから、令和7年度までの改定を要請しているところである。

このような中、ほとんどの事業で経営戦略の策定を終え、改定に向けた検討が進められている一方で、未策定の事業もなお存在している。経営戦略が未策定の事業においては、策定期限を経過していることを踏まえ、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」も積極的に活用し、速やかに経営戦略を策定いただきたい。

###### (2) 改定に当たっての留意事項

経営戦略の見直しに当たっては、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映させることで、実効性のある経営戦略となるよう取り組んでいただきたい。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映させた経営戦略の改定を要件とする予定であることに留意していただきたい。

経営戦略の改定に当たっては、策定・改定の実務上の指針である「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」のほか、「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財第1号・総財第2号総務省自治財政局公営企業課長等通知）を参照していただきたい。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_ryui.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html))

特に、「経営戦略策定・改定ガイドライン」で示しているとおり、公営企業の経営に当たっては、賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信

技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。このため、物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映させていただきたい。

併せて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後も、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要である。

なお、新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めていただきたい。

## 2 公営企業の抜本的な改革等の推進

### (1) 抜本的な改革の取組

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、事業ごとの特性に応じ、経営形態のあり方について検討を行うことが必要である。特に、事業の意義等の検証を踏まえ、公営で行う必要性が低いものや民間代替性が高いものについては、事業廃止や民営化・民間譲渡の観点から積極的な検討が求められる。また、水道事業や下水道事業など、公営で行う必要性が高いものについては、広域化等や民間活用により持続可能な経営の確保を図ることが重要である。令和4年度においては、事業廃止103件、広域化等83件、包括的民間委託46件など、各事業の特性に応じた取組が着実に進められている。各公営企業においては、引き続き抜本的な改革の取組について不断に検討を行っていく必要がある。

### (2) 業務効率化、DX・GX等の取組

(1)に掲げる抜本的な改革の取組以外にも、業務効率化<sup>※</sup>、収益増加、経費削減、住民サービスの向上等に資するDX・GXの導入や附帯事業の実施をはじめとした取組は、持続可能な経営の確保につながる重要な取組であるため、各公営企業においては、持続可能な経営を確保する観点から、これらの取組についても積極的に検討していただきたい。  
※ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで平均コストを低下させる取組や、事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合に取って別個の取扱いとする(例：下水道事業における最適化)ことで平均コストの上昇を抑制する取組を含む。

なお、公営企業の脱炭素化の取組については、引き続き地方財政措置を講ずることとしているが、令和6年度においては、一般会計債である脱炭素化推進事業債について、地方公営企業等が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助を新たに対象に追加することとしていることに留意いただきたい。

### (3) 先進・優良事例集の活用等

これらの取組をはじめ、公営企業における具体的な取組の検討に当たっては、令和5年3月に作成・公表した「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」を積極的に活用していただきたい。

## 3 公営企業の「見える化」の推進

### (1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総財第9号総務大臣通知)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成31年1月25日付け総財第10号総務省自治財政局長通知)により、下水道事業及び簡易水道事業(以下「重点事業」という。)について、令和5年度までに公営企業会計を適用するよう要請してきたところである。これにより、重点事業については、取組に大幅な進捗が見られるものの、一部の地方公共団体において、取組が完了していない状況である。また、その他の事業についても、令和5年度までにできる限り公営企業会計を適用するよう要請してきたところであるが、団体によって取組の進捗に差異が見られる。

このため、各地方公共団体においては、「公営企業会計の適用の更なる推進について」(令和6年1月22日付け総財第1号総務省自治財政局長通知)等を踏まえ、重点事業については早急に公営企業会計を適用し、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用するなど、次の事項に留意の上、一層の取組を推進していただきたい。

- ・ 下水道事業における高資本費対策及び簡易水道事業における高料金対策に係る地方交付税措置については、同通知により公営企業会計の適用を要請している事業は令和6年度決算に基づく算定(令和8年度分算定)から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。
- ・ 資本費平準化債の発行について、同通知により公営企業会計の適用を要請している重点事業は令和7年度から、その他の事業は令和11年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

併せて、都道府県においては、市町村等(市区町村、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。)が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市町村等が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市町村等の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計の適用が円滑に推進されるよう、平成31年3月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、4に掲げるとおり、「経営・財務マネジメント強化事業」を令和6年度も引き続き実施することとしており、積極的に活用していただきたい。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kaikei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html))

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

#### ① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債(公営企業会計適用債)の対象とすることとしている。重点事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出の対象とした上で、当該繰出に対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている(令和6～

10年度)。

なお、会計処理及び財務諸表の作成に要する経費については、財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度まで対象期間が拡大されていることに留意いただきたい。

② 都道府県が行う市町村等への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市町村等への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている(令和6～10年度)。

③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている(重点事業については令和7年4月1日までに適用する事業、その他の事業については令和11年4月1日までに適用する事業が対象)。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業(自動車運送事業)、電気事業、観光施設事業(休養宿泊施設事業)、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を対象としている。各公営企業の経営比較分析表は、総務省ホームページからも閲覧可能であるので、今後とも、各公営企業の経営分析や抜本的な改革の検討に当たり、積極的に活用していただきたい。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kessan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html))

4 人的支援

地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」(地方公共団体金融機構との共同事業)については、令和6年度も引き続き実施することとしている。具体的には、経営戦略の改定及び公営企業会計の適用のほか、DX・GXの取組の推進や料金改定、経営分析等の各公営企業が抱える諸課題の解決に向け、幅広くアドバイザーを派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)することが可能である。地方公共団体から提出された実績報告書によれば、ほとんどの団体において、本事業の活用により課題の解決等の取組が進んでいる。各公営企業においては積極的に本事業を活用し、課題の解決につなげていただきたい。

(参考：<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)

第2 各事業における課題とその対策

1 病院事業

(1) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化の推進

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知)を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、経営強化の取組を推進していただきたい。

加えて、令和6年4月に医師の時間外労働規制が開始されることから、公立病院においても医師の働き方改革に対して適切に対応することが重要である。

(2) 地方財政措置

持続可能な地域医療提供体制を確保する観点から、経営強化に係る取組を支援するため、所要の地方財政措置を講ずることとしている。

なお、以下のほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

① 公立病院の病床機能転換の推進

公立病院等の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化に伴う機能分担により基幹病院以外の医療施設において必要となる既存施設の改修に加え、建替え(当該施設の病床機能転換に必要な部分に限る。)\*についても新たに病院事業債(特別分)の対象に追加することとしている。

※ 基幹病院と基幹病院以外の医療施設との間で、病床転換に係る両院の機能分化・連携強化等を明記した協定書、連携協約等を締結し公表することを条件とする。

② 建築単価の見直し

公立病院等の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、47万円/㎡から52万円/㎡へ引き上げることとし、令和5年度の病院事業債から適用することとしている(継続事業についても、令和5年度分の病院事業債から適用)。

③ 不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引上げの継続

不採算地区病院等について、コロナ禍の影響が縮小して以降も、患者数の減少による収益減、職員給与費・材料費等の費用増により厳しい経営が続いていることや医師の働き方改革が経営に与える影響等を踏まえ、令和3年度から実施している特別交付税措置の基準額の引上げ(30%)措置を、令和6年度においても継続することとしている。

(3) マイナ保険証の利用促進及び電子処方箋の導入の推進

マイナンバーカードを健康保険証として利用すること(以下「マイナ保険証」という。)及び電子処方箋の導入については、「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に関する周知広報の協力依頼について(依頼)」(令和5年9月15日総財準第123号総務省自治財政局長通知)及び「マイナ保険証の利用促進及び電子処方箋の導入に向けた積極的な対応の協力依頼について(依頼)」(令和5年12月25日総財準第148号総務省自治

財政局長通知)を踏まえ、各公立病院において、患者の皆様マイナ保険証で受診いただけるよう、率先してマイナ保険証利用促進の積極的な周知啓発やマイナ保険証の医療現場での活用、電子処方箋の導入を積極的に進めていただきたい。

## 2 水道事業

### (1) 広域化の推進

広域化の推進に当たっては、「水道事業における広域化の更なる推進等について」(令和5年4月25日付け総務省自治財政局公営企業経営室・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室事務連絡)を踏まえ、各都道府県で策定された「水道広域化推進プラン」に基づく広域化の取組を進めることが重要である。同事務連絡においては、都道府県は同プランに基づく取組を推進する役割を担うものであることから、市町村等との協議に当たって調整機能を発揮することが求められることや、市町村等は同プランを踏まえて広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、その検討結果を令和7年度までの改定を要請している経営戦略に反映させることを要請しているところである。また、都道府県においては、経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、更なる広域化の取組について検討いただき、適宜同プランの改定を行っていただきたい。

その際、令和6年4月の水道整備・管理行政の移管に伴い従前の「生活基盤施設耐震化等交付金」(厚生労働省所管)から「防災・安全交付金」(国土交通省所管)に移行する広域化事業は、これまで同様交付対象期間が原則10年間であり、令和16年度までの時限事業とされる見込みであることや、地方財政措置は同プランに記載されている広域化事業に対して講じられることに留意していただきたい。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/02zaisei06\\_03000052.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html))

また、広域化の取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

#### ① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備費等に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

#### ② 広域化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている(令和5～7年度)。

#### ③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。統合後6年目以降、段階的に縮減。)を引き続き講ずることとしている。

### (2) 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の延長

水道施設の災害対策を推進するため、水道管路の耐震化事業については、同事業の過去の平均事業費に上積みして実施する事業費(以下「上積事業費」という。)について、地方負担額の1/4又は1/2<sup>※1</sup>を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%について普通交付税措置を講じてきた。この措置は令和5年度を期限としていたところ、水道管路の耐震化の進捗状況等を踏まえ、この措置を活用してより管路耐震化を進めることができるよう、上積事業費の考え方を以下のとおり見直した上で、その期限を5年間延長し令和10年度までとすることとしているため、積極的に水道管路の耐震化に取り組んでいただきたい。

・ 上積事業費の算出の基礎として管路更新率を用いることとし、水道管路耐震化事業に要する経費に、当該団体の管路更新率が基準管路更新率<sup>※2</sup>を上回る割合を乗じて算出した事業費を上積事業費とする。

なお、この措置については、前年度末時点で経営戦略を策定していることを要件としているが、令和8年度以降は、前年度末時点で経営戦略の改定を要件とする予定であることに留意していただきたい。

※1 経営条件の厳しさを示す資本費の指標等が一定水準以上の団体については1/2。

※2 令和2～4年度の全国の平均管路更新率(0.67%)又は令和2～4年度の当該団体の平均管路更新率のいずれか低い方。供給単価が全国平均未満の団体については、令和2～4年度の当該団体の平均管路更新率を基準管路更新率とする。

### (3) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントを反映させた経営戦略を策定・改定し、適切に料金改定を行い所要の財源を確保しつつ、着実な更新投資を進めることが重要である。併せて、指定管理者制度、包括的民間委託及びウォーターPPP<sup>※</sup>を含むPPP/PFI等の民間活用の取組についても積極的に検討していただきたい。

※ 水道、工業用水道及び下水道分野における公共施設等運営事業及び管理・更新一体マネジメント方式(長期契約により管理・更新を一体的にマネジメントすることで公共施設等運営事業に準ずる効果が期待できる官民連携方式)。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IoT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

また、土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じていることから、これを活用し、引き続き、災害対策に積極的に取り組んでいただきたい。

### 3 下水道事業

#### (1) 広域化・共同化の推進

広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化」の更なる推進等について」（令和5年4月24日付け総務省自治財政局準公営企業室課長補佐等事務連絡）を踏まえ、各都道府県で策定された「広域化・共同化計画」に基づく広域化・共同化の取組を進めることが重要である。同事務連絡においては、都道府県は同計画に基づく取組を推進する役割を担うものであることから、市町村等との協議に当たって調整機能を発揮することが求められることや、市町村等は、都道府県とともに、同計画を踏まえて広域化・共同化に係る検討を行い、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定に反映させることを要請しているところである。また、都道府県においては、同計画の着実な推進のために、随時点検や進捗確認を行い、更なる広域化・共同化の取組について検討いただき、適宜同計画の改定を行っていただきたい。

また、広域化・共同化の取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

##### ① 広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費

「広域化・共同化計画」に位置付けられた広域化・共同化事業に伴い必要となる施設等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%～56%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

特に、公共下水道等を流域下水道へ統合する場合には、流域下水道への統合のために市町村等が実施する接続管渠等の整備に要する経費について、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の35%～63%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

##### ② 広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費

都道府県が実施する広域化・共同化の推進のための調査検討に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和5～7年度）。

##### ③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

「広域化・共同化計画」に位置付けられた事業統合（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から統合前の事業のうち接続元の事業が供用開始後30年に達するまでの間、激変緩和措置（差額部分について、統合後6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。なお、複数の種類の下水道事業について同一の特別会計で経理を行うこととした場合においても、事業毎に高資本費対策が講じられることに留意していただきたい。

#### (2) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組

んでいただきたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定・改定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めることが重要である。併せて、職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度、包括的民間委託及びウォーターPPPを含むPPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討していただきたい。このほか、広域化・共同化を促進する観点から、ICTを活用した処理場の遠隔監視の導入など、更なるDXの推進を検討していただきたい。

また、下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和3年度から令和7年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む。）、樋門及び樋管としている。

### 4 交通事業

#### (1) 経営環境の変化を踏まえた経営改善の推進

公営交通事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が大幅に減少し、また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された後も、テレワークの普及等の行動変容が進んだことにより、旅客需要が元の水準まで回復していない。また、今後も旅客需要がコロナ禍以前の水準に戻ることはないという指摘もあり、引き続き厳しい経営が見込まれる。こうした構造的な課題に対応するため、経営戦略を改定し適切に取り組むことにより、経営の持続可能性を確保することが重要である。

今般、「公営交通事業の経営に当たっての留意事項について」（令和6年1月22日付け総財第2号総務省自治財政局公営企業経営室長通知）により、更なる経営改善を要請しているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

#### (2) 交通事業債（経営改善推進事業）（仮称）の創設

(1)を踏まえ、経営戦略等に基づく経営改善実行計画及び収支計画を策定して経営改善に取り組む地方公共団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、令和6年度から令和8年度までの間、新たに交通事業債（経営改善推進事業）（仮称）を創設することとしている。

対象事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済<sup>\*1</sup>の事業としている。

発行対象経費は、資金不足額<sup>\*2</sup>及び経営改善の実施に必要な経費<sup>\*3</sup>とし、経営改善効果額を限度に発行できることとしている。

なお、経営改善効果額は、経営改善実行計画に基づく経営改善の取組ごとの収支改善見込額に効果年数を乗じた額の合計額<sup>\*4</sup>とし、効果年数は最大で5年<sup>\*5</sup>としている。

- ※1 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。
- ※2 法適用企業は流動負債（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第15条第1項第1号の額）から流動資産（同項第3号の額）を控除した額をいい、法非適用企業は繰上充用額（同令第16条第1項第1号）及び支払繰延額及び事業繰越額（同項第2号）の合算額をいう。
- ※3 既存の交通事業債の対象となる建設改良費等を除く。
- ※4 前年度の減価償却前経常損益が赤字の事業については、経営改善効果額の合計額から、当該赤字額に5を乗じた額を控除する。
- ※5 本交通事業債の発行初年度の前年度における減価償却前経常損益が黒字の事業に限り、令和2年度から発行初年度の前年度までの間に開始した取組についても経営改善の取組の対象とするが、効果年数の算定においては、既に経過した年数を控除する。

### (3) こども・子育てにやさしい取組の推進

こども・子育て政策については、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）及び「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、公共交通機関等におけるベビーカー使用者のためのフリースペースの設置や分かりやすい案内等を促進することとしている。

公営交通事業においても、「こどもファスト・トラック」等の取組について」（令和5年5月25日付け総務省自治財政局公営企業経営室事務連絡）及び公表している事例集を参考に、更なる取組を推進いただきたい。

## 5 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処していただきたい。

## 第3 その他諸課題への対応

### 1 資本費平準化債の拡充

公営企業会計の適用の進捗を踏まえ、下水道事業や交通事業など、各公営企業の経営安定化に向けて、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債の発行可能額の算定において、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を新たに算定対象に加えることとしている。

なお、資本費平準化債の償還期間については、対象償却資産の平均残存耐用年数以内としているほか、資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等を収支計画において確認できるものを同意等の対象とすることとしている。

### 2 指定公金事務取扱者制度の適切な運用

公金の徴収・収納・支出の事務の私人への委託については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、令和6年4月1日以降、地方自治法（昭和22年法律第67号）に新設される指定公金事務取扱者制度が準用されることとなる。これにより、委託することができる公金の範囲は従前のおりであるが、受託者に新たに帳簿等の保存義務が課されるなど、受託者へのガバナンスが強化されることとなる。

改正法の施行に当たっては、「地方自治法等の一部改正について」（令和5年5月10日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡）を踏まえ、改正法の内容に留意の上、適切に対処していただきたい。

また、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、地方公営企業の公金を取り扱う収納取扱金融機関の担保提供義務について、令和6年中に廃止することとされていることに留意いただきたい。

### 3 会計年度任用職員制度の適正な運用

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和5年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

なお、改正法により、一般会計の会計年度任用職員に対し令和6年度から勤続手当の支給が可能とされているため、公営企業の職員についても、一般会計の職員の取扱いを踏まえ適切に対処していただきたい。

### 4 地方公務員の定年引上げへの対応

地方公務員の定年引上げについては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されたところであり、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「地方公務員の定年引上げに向けた留意事項について」（令和4年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、適切かつ円滑な運用に向けて取り組んでいただ



きたい。

#### 5 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要がある。

適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、消費税の課税取引が生じる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたい。

デジタルインボイスについては、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様である Peppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppol e-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、公営企業においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたい。現在、民間のサービスプロバイダーにより Peppol e-invoice 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より電子調達システム（GEPS）等による Peppol e-invoice の受領が可能となっている。

適格請求書発行事業者の登録や適格請求書の発行については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A【未定稿】」（令和6年1月18日版）を参照いただきたい。

また、「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する入札参加資格を定めることについて（通知）」（令和4年10月7日付け自治行政局行政課長通知）を踏まえ、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような入札参加資格を定めることは適当ではないことに留意いただきたい。

なお、取引先の免税事業者に対し適格請求書発行事業者となるよう要請する場合には、「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」（令和5年10月4日公正取引委員会公表）等を踏まえ、適切に対応いただきたい。

#### 6 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。また、近年では、人口減少・高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響など、経営環境が厳しさを増しており、債務超過の法人の割合が増加傾向となっている。

地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等に基づき、適切に経営健全化等に取り組んでいただきたい。

特に、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年

7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づく経営健全化方針の策定を要する地方公共団体については、経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

また、策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要があるが、評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組んでいただきたい。

第三セクター等の経営健全化の支援として、第1の4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」において、第三セクター等の経営健全化に係るアドバイザーの派遣を行っているので、本事業を活用し、経営の健全化に取り組んでいただきたい。

このほか、地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター等を活用した地域活性化等に係る取組に当たっては、現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」や、「第三セクター等に関する参考事例集」を積極的に活用いただきたい。

なお、各地方公共団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考にしていただきたい。

（参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06\\_03000041.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)）

「令和6年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和6年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。



令和6年度の地方財政対策及び地方債計画の概要  
(公営企業関係)

【連絡先】		
(公営企業の抜本的な改革等の推進、下記以外の事項)	自治財政局公営企業課 黒岩係長	電話：03-5253-5634
(経営戦略の改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進)	自治財政局公営企業課 長濱係長	電話：03-5253-5635
(公営企業会計の適用拡大、人的支援)	自治財政局公営企業課 柴崎係長	電話：03-5253-5635
(経営比較分析表)	自治財政局公営企業課 倉内係長	電話：03-5253-5634
(水道事業)	自治財政局公営企業経営室 関口係長	電話：03-5253-5638
(交通事業、エネルギー事業)	自治財政局公営企業経営室 竹川係長	電話：03-5253-5639
(下水道事業)	自治財政局準公営企業室 宮本係長	電話：03-5253-5642
(病院事業)	自治財政局準公営企業室 高木係長	電話：03-5253-5643
(観光施設事業、宅地造成事業)	自治財政局準公営企業室 大澤係長	電話：03-5253-5643

## 1. 通常収支分

### (1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

2兆3,400億円程度(前年度 約2.4%減)

#### ○主な事業

上水道事業 1,100億円程度(前年度 約0.5%増)

病院事業 7,800億円程度(前年度 約0.1%減)

下水道事業 1兆2,600億円程度(前年度 約5.7%減)

(2) 地方債計画(公営企業分) 2兆9,772億円(前年度 8.1%増)

## 2. 東日本大震災分

### (1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、  
所要の事業費及び財源を確保

### (2) 地方債計画(公営企業分)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、  
所要の事業費及び財源を確保

4億円(前年度 33.3%増)

令和6年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	15,889	△ 95	△ 0.6
2 公営住宅建設事業	1,083	1,097	△ 14	△ 1.3
3 災害復旧事業	1,120	1,127	△ 7	△ 0.6
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
(1) 学校教育施設等	2,119	1,682	437	26.0
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,254	981	273	27.8
(4) 一般補助施設等	538	541	△ 3	△ 0.6
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,846	27,388	△ 542	△ 2.0
(1) 一般	2,494	2,486	8	0.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000	△ 20.8
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	-	450	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,270	5,940	330	5.6
(1) 辺地対策	570	540	30	5.6
(2) 過疎対策	5,700	5,400	300	5.6
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	57,071	56,694	377	0.7
二 公営企業債				
1 水道事業	6,360	6,038	322	5.3
2 工業用水道事業	392	297	95	32.0
3 交通事業	1,763	1,719	44	2.6
4 電気事業・ガス事業	241	333	△ 92	△ 27.6
5 港湾整備事業	577	619	△ 42	△ 6.8
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	4,598	383	8.3
7 市場事業・と畜場事業	386	287	99	34.5
8 地域開発事業	1,290	919	371	40.4
9 下水道事業	13,686	12,649	1,037	8.2
10 観光その他事業	100	95	5	5.3
計	29,776	27,554	2,222	8.1
合 計	86,847	84,248	2,599	3.1

(単位：億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 351 )	( 266 )	( 85 )	( 32.0 )
総 計	( 351 )	( 266 )	( 85 )	( 32.0 )
内 普通会計分	63,105	68,172	△ 5,067	△ 7.4
訳 公営企業会計等分	29,086	26,822	2,264	8.4
資金区分				
公 的 資 金	39,415	40,657	△ 1,242	△ 3.1
財 政 融 資 資 金	23,258	24,238	△ 980	△ 4.0
地方公共団体金融機構資金	16,157	16,419	△ 262	△ 1.6
(国の予算等貸付金)	( 351 )	( 266 )	( 85 )	( 32.0 )
民 間 等 資 金	52,776	54,337	△ 1,561	△ 2.9
市 場 公 募	33,100	34,100	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	19,676	20,237	△ 561	△ 2.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 5 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 7 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和6年度地方公営企業関係予算案主要項目

別添2

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位:百万円)

項 目	令和6年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	9	9	0	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費 (主な経費) 公営企業経営アドバイザー派遣事業(モデル事業)
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	8	8	0	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費 (主な経費) 検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先事例の調査・検証に要する経費	6	6	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	112	204	△ 92	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費 ※デジタル庁一掃計上
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合 計	138	230	△ 92	

第2 他省庁分

(単位:百万円)

項 目	令和6年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	899,318	876,885	22,433	
(1) 水道施設整備費	16,993	17,002	△ 9	国土交通省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4  (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 簡易水道等施設 4/10・1/2・1/3・1/4  内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2 簡易水道施設 2/3
(2) 河川等災害復旧事業費	8,673	8,430	243	国土交通省所管(公営企業分は内数)
(3) 防災・安全社会資本整備交付金	870,652	851,453	19,199	国土交通省所管(公営企業分は内数) 1/2・4/10・1/3・1/4
(4) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,000	0	3,000	国土交通省所管

項 目	令和6年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
2 工業用水道事業関係	2,215	2,164	51	
(1) 工業用水道事業費補助	2,045	2,006	39	経済産業省所管 工業用水道事業費補助 4/10
(2) 水資源機構事業費補助	118	157	△ 39	国土交通省所管 工業用水道事業費補助 4/10
(3) 沖縄振興交付金事業推進費	52	1	51	内閣府所管 最大交付率 100% 改定分は、改良事業採択年度における交付率×3/4
3 交通事業関係	34,965	28,644	6,321	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	13,864	8,050	5,814	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	20,571	20,543	28	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	30	50	△ 20	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/3
(4) 公共交通利用環境の革新等	500	1	499	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/2, 1/3
4 病院事業関係	112,797	113,379	△ 582	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	4,474	5,017	△ 543	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業除く。)	2,449	2,449	0	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2-1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/2 2) フライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 1/2 緊急事業 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 エ 分娩取扱施設施設整備事業 1/2 オ 医療施設ブロック研改修等施設整備 1/3 ※内閣府所管(沖縄)についてはH24から沖縄振興公共投資交付金として、一括交付金化
② 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業分)	249	500	△ 251	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/2

項 目	令和6年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
③ 医療施設等設備整備費補助金	1,776	2,068	△ 292	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2 エ 分娩取扱施設設備整備事業 1/2 オ 実践的な手術手技向上研修施設設備 整備事業 カ 遠隔ICU体制整備促進事業 1/2 キ 産科医師不足地域における妊産婦 モニタリング支援事業 ク 産科医師不足地域における妊産婦 モニタリング支援事業
(2) 運営費等分	35,024	33,285	1,739	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	8,959	8,230	729	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,203	2,203	0	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院 1/2 369 へき地診療所 3/4・2/3 857 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 147 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 281 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業費補助金	26,065	25,055	1,010	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3、1/2、定額
(3) 医療介護提供体制改革推進交付金 (地域医療介護総合確保基金 (医療分))	73,299	75,077	△ 1,778	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
5 介護サービス施設整備事業関係	26,375	36,375	△ 10,000	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	25,208	35,208	△ 10,000	厚生労働省(公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金	1,167	1,167	0	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 1/2、定額

項 目	令和6年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
6 市場事業・と畜場事業関係	14,004	14,454	△ 450	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業づくり総合支援交付金	12,052	12,052	0	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(4/10以内・1/3以内・1/2以内)
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	1,952	2,402	△ 450	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(1/3以内・4/10以内・1/2以内・5.5/10以内 ・2/3以内)
7 下水道事業関係	1,633,885	1,653,867	△ 19,982	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興共投資交付金	36,806	36,806	0	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,777	39,777	0	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	506,453	549,190	△ 42,737	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全交付金	870,652	851,453	19,199	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	8,546	7,101	1,445	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	80,450	66,451	13,999	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 上下水道一体効率化・基盤強化推進 事業費	3,000	0	3,000	国土交通省所管
(8) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	8,613	8,613	0	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(9) 農山漁村地域整備交付金	76,999	91,334	△ 14,335	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(10) 農山漁村振興整備交付金	2,589	3,142	△ 553	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分

(単位：百万円)

項 目	令和6年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 河川等災害復旧事業費補助	6,518 6,518	5,264 5,264	1,254 1,254	国土交通省所管(復興庁計上分、公営企業分は内数)
2 下水道事業関係 社会資本整備総合交付金	16,176 16,176	11,553 11,553	4,623 4,623	(公営企業分は内数) 復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
3 介護サービス施設整備事業関係 社会福祉施設等災害復旧費補助金	0 0	0 0	0 0	厚生労働省所管(復興庁計上分、公営企業分は内数)



## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進

## 経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・  
民間活用人材確保、  
組織体制の整備新技術、ICTの  
活用

相互に反映

## 抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・  
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態  
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等(※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

## 公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】</p>	<p><b>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</b></p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
			→	→	→



# 新経済・財政再生計画 改革工程表2023②

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 水道、下水道などの公営企業についてI C T等デジタル技術を活用した管理を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→
		<p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○公営企業会計の適用事業の割合 【増加】</p>	<p><b>4. 公営企業会計の適用促進</b></p>			
		<p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》</p>	→		
		<p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした水道事業数 【2025年度までに700事業】</p>	<p><b>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b></p>			
		<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→



# 新経済・財政再生計画 改革工程表2023③

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2023年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】</p>	<p>b. 各都道府県における2023年度までの水道広域化推進プランの策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数(統廃合によって廃止される汚水処理施設の数) 【2021年度から2025年度までに300地区】</p>	<p><b>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b></p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>



# 新経済・財政再生計画 改革工程表2023④

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>d. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>e. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>	→	→	→
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○公立病院経営強化プランの策定率【2023年度末までに100%】</p>	<p><b>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</b></p> <p>a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》</p>			
<p>○経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】</p>	<p><b>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</b></p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

# 新経済・財政再生計画 改革工程表2023⑤

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む)</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付) 【減少、進捗検証】</p>		<p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

## 経営戦略の策定・改定状況（令和5年3月31日時点）

## 経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,532事業(※)のうち、**策定済の事業は6,325事業（96.8%）、未策定の事業は207事業（3.2%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和5年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済		②未策定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	1,748	(98.9%)	20	(1.1%)	1,768	(100.0%)
うち上水道	1,296	(98.9%)	14	(1.1%)	1,310	(100.0%)
うち簡易水道	452	(98.7%)	6	(1.3%)	458	(100.0%)
工業用水道	138	(96.5%)	5	(3.5%)	143	(100.0%)
交通	74	(90.2%)	8	(9.8%)	82	(100.0%)
電気	83	(92.2%)	7	(7.8%)	90	(100.0%)
ガス	18	(100.0%)	0	(0.0%)	18	(100.0%)
港湾整備	81	(89.0%)	10	(11.0%)	91	(100.0%)
市場	118	(83.7%)	23	(16.3%)	141	(100.0%)
と畜場	29	(76.3%)	9	(23.7%)	38	(100.0%)
観光施設	168	(83.6%)	33	(16.4%)	201	(100.0%)
宅地造成	208	(81.6%)	47	(18.4%)	255	(100.0%)
駐車場	143	(87.2%)	21	(12.8%)	164	(100.0%)
下水道	3,517	(99.3%)	24	(0.7%)	3,541	(100.0%)
合計	6,325	(96.8%)	207	(3.2%)	6,532	(100.0%)

## 経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,325事業のうち、改定済の事業は1,639事業（25.9%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,742事業（59.2%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに5,381事業（85.1%）が改定予定。**

経営戦略の改定状況（令和5年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済		②改定予定 (令和5年度 ～7年度)		小計 (①+②)		③改定予定 (令和8年度以降)		④未定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	400	(22.9%)	1,036	(59.3%)	1,436	(82.2%)	183	(10.5%)	129	(7.4%)	1,748	(100.0%)
うち上水道	357	(27.5%)	734	(56.6%)	1,091	(84.2%)	129	(10.0%)	76	(5.9%)	1,296	(100.0%)
うち簡易水道	43	(9.5%)	302	(66.8%)	345	(76.3%)	54	(11.9%)	53	(11.7%)	452	(100.0%)
工業用水道	43	(31.2%)	67	(48.6%)	110	(79.7%)	16	(11.6%)	12	(8.7%)	138	(100.0%)
交通	16	(21.6%)	47	(63.5%)	63	(85.1%)	5	(6.8%)	6	(8.1%)	74	(100.0%)
電気	15	(18.1%)	43	(51.8%)	58	(69.9%)	11	(13.3%)	14	(16.9%)	83	(100.0%)
ガス	7	(38.9%)	10	(55.6%)	17	(94.4%)	0	(0.0%)	1	(5.6%)	18	(100.0%)
港湾整備	9	(11.1%)	54	(66.7%)	63	(77.8%)	10	(12.3%)	8	(9.9%)	81	(100.0%)
市場	5	(4.2%)	69	(58.5%)	74	(62.7%)	31	(26.3%)	13	(11.0%)	118	(100.0%)
と畜場	1	(3.4%)	21	(72.4%)	22	(75.9%)	4	(13.8%)	3	(10.3%)	29	(100.0%)
観光施設	14	(8.3%)	99	(58.9%)	113	(67.3%)	25	(14.9%)	30	(17.9%)	168	(100.0%)
宅地造成	38	(18.3%)	104	(50.0%)	142	(68.3%)	23	(11.1%)	43	(20.7%)	208	(100.0%)
駐車場	5	(3.5%)	99	(69.2%)	104	(72.7%)	24	(16.8%)	15	(10.5%)	143	(100.0%)
下水道	1,086	(30.9%)	2,093	(59.5%)	3,179	(90.4%)	199	(5.7%)	139	(4.0%)	3,517	(100.0%)
合計	1,639	(25.9%)	3,742	(59.2%)	5,381	(85.1%)	531	(8.4%)	413	(6.5%)	6,325	(100.0%)

## 策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進。**（令和5年度は10月に公表）

## 経営戦略の策定・改定の促進

**未策定**の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。



## 経営戦略の改定に当たっての留意事項

### 「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
  - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
  - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
  - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
  - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

### 令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映**させること。
- **新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後**も、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、令和6年度から令和8年度までを発行期間とする**交通事業債（経営改善推進事業）の対象事業**は、地方財政法に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、**経営戦略を改定済又は改定に着手済（※）の事業**としていること。
  - ※ 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。

## 公営企業の抜本的な改革等の推進について

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。  
○令和4年度において、事業廃止103件、広域化等83件、包括的民間委託46件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
103 件		14 件		3 件		83 件		4 件		46 件		17 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
10 件	93 件	4 件	10 件	2 件	1 件	5 件	78 件	0 件	4 件	3 件	43 件	9 件	8 件
水道	16	水道	0	水道	0	水道	19	水道	0	水道	11	水道	6
工業用水道	3	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	2
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	4	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	2	ガス	2	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	2	病院	1	病院	3	病院	3	病院	1	病院	0	病院	1
下水道	19	下水道	0			下水道	57	下水道	0	下水道	34	下水道	7
簡易水道	3	簡易水道	0			簡易水道	4	簡易水道	0	簡易水道	1	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	1			市場	0	市場	0	市場	0	市場	1
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	18	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0
観光	5	観光	1			観光	0	観光	2	観光	0	観光	0
介護サービス	21	介護サービス	7			介護サービス	0	介護サービス	1	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	5	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

合計

270件

(令和3年度実績 261件)

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。  
事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。

(※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。

(※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。

(※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計247事業となる。



# 「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

## 概要

- 公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を平成29年3月に作成・公表し、毎年度更新。
- 令和5年3月、公営企業の経営環境の変化（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（以下「事例集」という。）を作成・公表。

## 事例集の特徴

- 抜本的な改革を含む12の取組類型（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた合計319事例を掲載。
- 1事例当たり1ページで掲載するとともに、重要箇所を赤字下線で強調することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。
- 可能な限り数値を用いて定量的に記載することで、取組の効果を具体的に表示。

### <掲載例>

事例名	団体名	取組類型	事業名
<b>取組の概要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◆総事業費</li><li>・取組に要した事業費</li><li>◆背景</li><li>・公営企業が直面していた課題</li><li>・取組開始までの経緯</li><li>◆具体的内容</li><li>・導入した施設・設備など取組の詳細な説明</li><li>◆効果</li><li>・定量的・定性的な効果</li></ul>	【埼玉県越谷・松伏水道企業団】 再生可能エネルギーの導入による購入電力の削減及び売電	GX	水道事業
<b>取組のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・取組を成功させるために工夫した点</li><li>・他の公営企業において特に参考となる点</li></ul>	<b>取組の概要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>環境負荷の少ない配水を目指すため、再生可能エネルギーを導入し、<u>小水力発電設備及び太陽光発電設備を設置した。</u></li></ul> <b>◆総事業費</b> 小水力発電設備（75kW）72,450千円 太陽光発電設備（55kW）約80,000千円	<b>担当部署</b> 埼玉県越谷・松伏水道企業団配水管課	<b>公営企業情報</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政区内人口 373,591人（令和4年1月1日時点）</li><li>・ 行政区内面積 76.44km<sup>2</sup>（令和4年1月1日時点）</li><li>・ 給水人口 373,086人（令和3年度決算）</li></ul> 
	<b>◆背景</b> <ul style="list-style-type: none"><li>西部配水場は、新三郷浄水場からの<u>送水圧力が高く</u>（約0.5Mpa）、県水流入バルブで圧力を調整している状況であり、送水管に発電機を設置することで、<u>漏水と発電の両効果が見込まれる</u>ことから、<u>小水力発電設備の導入を検討</u>することとした。</li><li>また、当企業団の「水道事業マスタープラン」において、温室効果ガス排出量の削減を掲げていることから、平成22年に更新し運用開始する北部配水場において、<u>再生可能エネルギーの導入を検討</u>することとした。</li></ul> <b>◆具体的内容</b> <ul style="list-style-type: none"><li>場内の送水管に、<u>小水力発電設備（当初55kW、改修後75kW）</u>を設置した。</li><li>屋上に一定のスペースを設けることができたため、再生可能エネルギーのうち、騒音の発生しない<u>太陽光発電設備（容量55kW）</u>を設置した。</li></ul> <b>◆効果</b> <ul style="list-style-type: none"><li>小水力発電設備による発電電力により、場内電力の約36%（55万kWh/年）を賄うとともに、<u>固定価格買取制度（FIT）を利用して売電し収益を得た</u>（発電量：約6万kWh～8万kWh/年、電力購入費：▲約10,000千円/年、売電収益：2,500千円/年）。</li><li>小水力発電の導入により、<u>CO<sub>2</sub>の排出量が削減</u>された（▲約200t/年）。</li><li>太陽光発電設備による発電電力を全量施設内で消費することにより、<u>電力購入費が削減</u>された（発電量：約6.5万kWh/年、電力購入費：▲約1,000千円）。</li><li>太陽光発電設備の導入により、<u>CO<sub>2</sub>の排出量が削減</u>された（約20t/年）。</li></ul>	<b>取組のスケジュール</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成18年12月に小水力発電設備完成。</li><li>・ 平成24年10月に固定価格買取制度による売電認定。</li><li>・ 平成22年3月から太陽光発電運用開始。</li></ul> <b>◆今後の展望</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 固定価格買取制度の認定期間の満了後、場内で全量を消費するか、新たな小水力発電設備を設置し改めて20年間の固定価格買取制度の認定を取得するかを検討している。</li><li>・ 太陽光発電については、環境負荷低減に資する取組として、今後も運用していく。</li></ul>	<b>取組の概要を表す図</b>
	<b>取組のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小水力発電設備を導入後、購入電力の削減や売電により、令和3年度末時点において<u>初期投資を回収した上、累計約96,000千円の収益</u>を得ている。</li><li>・ 太陽光発電設備の導入については、小水力発電のように<u>投資額を直ちに回収することは難しいが、環境負荷低減のための投資の観点から実施している。</u></li></ul>	<b>今後の展望</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 取組開始後の新たな課題</li><li>・ 今後の予定</li></ul>	

## 公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があるがあり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須である

## 公営企業会計適用の取組

## 現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.9%の事業が適用見込み(※)
- 一方、その他の事業については、19.2%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R5.4.1時点の取組状況



## 令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について、早急な適用を要請
- その他の事業について、できる限り適用を要請  
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

## 主な支援方策

- 地方財政措置(R10年度まで)
  - ・ 公営企業会計適用債
  - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
  - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
  - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
  - ・ マニュアル・Q&A集等

## 地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件とする
    - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
    - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
    - ・ 資本費平準化債 (※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から  
その他の事業についてはR11年度から

# 公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

## 1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
  - ※ 財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
  - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の55%に繰出し、元利償還金の55%に普通交付税措置
  - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
  - ー 上記以外の事業: 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置  
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和10年度まで

## 2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和10年度まで

## 3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和7年4月1日までに会計適用する下水道事業及び簡易水道事業並びに令和11年4月1日までに会計適用するその他の事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)



## 第三セクター等の経営健全化の推進

## 【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、**各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている**。（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

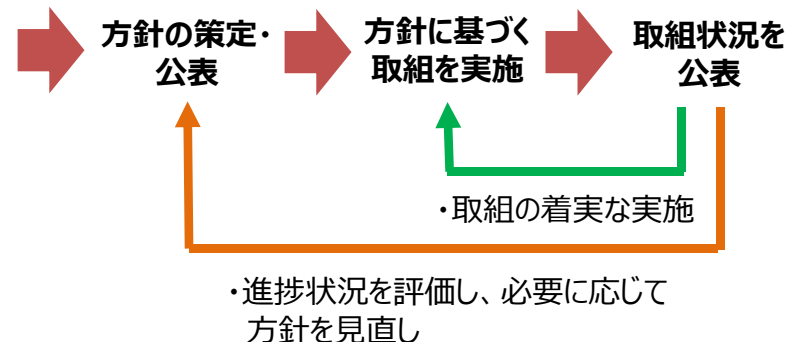
## 【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、**相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請**。（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、**策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組む必要**。（令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡など）

## 経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
  - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
  - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

## 【事例集の活用】

- **地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター等を活用した地域活性化等に係る取組**に当たっては、現在公表している「**第三セクター改革等先進事例集**」や、「**第三セクター等に関する参考事例集**」を積極的に活用すること。（令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡）

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

**➡ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

### 事業概要

#### (1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ DX・GXの取組
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
  - ・ 上下水道の広域化等
  - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行  
(公共施設マネジメント)
- 地方公共団体のDX
- 地方公共団体のGX
- 首長・管理者向けトップセミナー

#### (2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣 (各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施)

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

#### (3) 事業規模

- 約6.5億円(約1,900団体・公営企業への派遣を想定)

## 経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月22日、23日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
1月26日	アドバイザーの推薦締切
2月下旬	課題達成支援事業の対象団体・公営企業及び 派遣申請の1次照会等の通知
3月下旬	1次派遣申請締切
4月以降	アドバイザーの派遣開始
4月上旬	派遣申請の2次照会
6月下旬	2次派遣申請締切
7月上旬	派遣申請の3次照会
9月下旬	3次派遣申請締切
10月上旬	派遣申請の4次照会
12月下旬	4次派遣申請締切